

税務に関する証明書を請求できる方と必要書類

証明書の内容は個人情報を含むものであるため、証明を請求できる方は次の方に限られます。飯山市では、税証明の不正取得を防止し個人情報保護の徹底を図るため、本人確認を厳正に行っています。請求される方により必要なものが異なりますのでご注意ください。

郵送による請求をされる場合は、別紙「税務に関する証明書の郵送による請求について」を、証明書ごとに請求できる方を確認する場合は、別紙「税務関係窓口証明（手続き）一覧表」をご覧ください。

1. 本人・同居の親族が請求される場合

請求者本人であることを証明するため、本人確認書類の提示が必要となります。

（1点だけでよいもの）

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード（通知カードは不可）、写真付住基カードなど請求者本人の写真が添付されている身分証明書

（2点以上の組み合わせが必要なもの）

健康保険証、介護保険等の被保険者証、年金手帳、年金証書、顔写真のない住民基本台帳カードなどの官公署が発行した証明書などを2点以上

※郵送の場合は写しで結構です。

※飯山市に住民登録がなく同居の親族が請求される場合

同居の親族であっても本人からの委任状が必要となります。（下記4参照）

2. 法人が請求される場合

請求者が法人から委任された証明として、委任状が必要となります。

（下記4参照）

3. 相続人が請求される場合

① 次のうちのどれか一つ

- ・ 相続人の死亡が確認できる書類、申請者もしくは委任者が被相続人に対して相続権があることが確認できる書類（戸籍謄本など）
- ・ 法定相続情報一覧図（法務局で発行されたもの）

※郵送の場合、原本の還付を希望される方は、申請書等にその旨を明記してください。

② 相続人の本人確認ができるもの（上記1参照）

4. 代理人が請求される場合

① 委任状

委任者（所有者）が個人の場合 → 所有者からの委任状

委任者（所有者）が法人の場合 → 法人の社判・社印が押印された委任状

※郵送の場合、原本の還付を希望される方は、申請書等にその旨を明記してください。

② 代理人の本人確認ができるもの（上記1参照）

5. 資格者（司法書士等）が請求される場合 ※職務上

- ①委任状（上記4参照）
- ②資格者と確認できるもの（資格者証等）

※郵送の場合、写しで結構です。

6. その他の場合の必要書類

- 該当年度の1月1日以降で所有権移転や分合筆等があった場合は、それが確認できる登記簿謄本等
- 成年後見人の場合は、後見の事実を証明する書類（裁判所からの審判書謄本等の写しまたは成年後見登記事項証明書）